

清流の国ぎふ女性の活躍推進会議設置要綱

（目的）

第1条 急速な人口減少や少子高齢化の進展に伴い、地域の活力の低下や労働力不足が懸念される中、女性の力を最大限に発揮し、豊かで活力のあるふるさと岐阜県づくりを実現するため、オール岐阜県で連携して女性の活躍を推進する「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 会議は、次の事項を所管する。

- （1）女性の活躍推進に係る県全体での取組みに関する事
- （2）女性の活躍推進に係る取組状況の評価・検証、新規施策の検討に関する事
- （3）その他前条に掲げる目的の達成に必要な事項に関する事

（組織）

第3条 会議は、別表に掲げる者により構成する。

- 2 この会議を女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第27条第1項に基づく協議会と位置付ける。

（座長及び委員）

第4条 会議に座長及び委員を置く。

- 2 会議の座長は、委員の中から互選により決定する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 座長は、必要な場合は、委員を追加及び変更することができる。

（検討委員会）

第5条 会議は、検討委員会を置くことができる。

- 2 検討委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

（事務局）

第6条 会議及び検討委員会の庶務は、岐阜県健康福祉部子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。